

・主なサービス内容・

- ★権利擁護に関する研究及び支援
- ★成年後見人（法定・任意）としての活動
- ★相談支援活動
- ★マイケアプランの実践・自己作成支援
- ★援助者支援（事例検討会）
- ★次世代人材育成
- ★研修企画及び講師
- ★福祉の街づくり
- ★福祉施設非常勤
- ★よなべ談義（老いじたく）
- ★紛争性の案件は弁護士へつなぎ

…今後の構想として／福祉の街づくり…

- ◆竹田市におけるコミュニティハウスの創造…
- ◆農福連携…
- ◆カルチャー教室企画運営・・・
- ◆おでかけサポート
（旅行・墓参り・お買い物）等

- 困りごとのご相談
 - 福祉サービスの利用のしかた
 - 成年後見制度をもっと知りたい
 - 支援が難しい方や虐待の対応や支援の対処等
- ご相談につきましては、お気軽にお電話ください。



一般社団法人 けんりようごしえん 権利擁護支援センター
たけたねっと
 （かわの社会福祉士事務所内）
かわのゆうぞう
 代表理事 河野雄三
 電話・fax **0974-63-2723**

せいねんこうけんせいど にんいこうけんせいど
 ご存知ですか？ **成年後見制度／任意後見制度**

◆**成年後見制度**とは

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々は、預貯金や不動産を管理したり、介護などのサービスや施設入所に関する契約があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

このような方々が不利益を受けないために、家庭裁判所に申請してその方々を保護または支援してくれる人（成年後見人）を付ける制度です。

◆**任意後見制度**とは 老いじたくの必需品です。

任意後見制度は、判断能力が低下する前に利用できる制度であり、つまりは、今元気な人が利用できる制度になります。

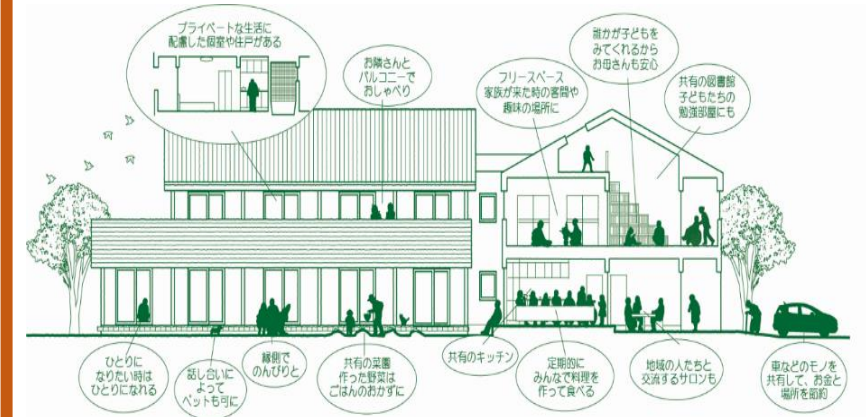
任意後見制度の手続きを行うのは家庭裁判所ではなく公証役場であり、後見人には本人の希望者、すなわち本人にとって信頼できる人になります。

判断能力がすでにない、あるいは低下している時は法定後見人制度を、まだ元気で判断能力が低下していない場合には、任意後見人制度を利用することができます。

どちらにしても元気なうちに資産管理や後見人についても準備しておく方が柔軟に対応することができるので、できる限り元気なうちに後見人についてもしっかりと考えておきましょう。

竹田市におけるコミュニティハウスの創造

少子高齢化社会を迎えるにあたり、最後まで人間らしく、生まれ育った住み慣れた地域で自分らしく生きることをテーマに、自宅、介護保険施設とともに、竹田市住民が主体となって住まい合う姿として、たけたねっとでは第三の住まいである“コミュニティハウス”の創造事業の推進を行っております。



地域生活の主役は“あなた”です

指定居宅介護支援事業所

マイケアプランセンター／マイケアプランの実践・自己作成支援

介護保険サービスを受ける際、必要となるのがケアプラン（介護サービス計画）です。

ケアプランはケアマネージャー（介護支援専門員）が作成するのが一般的ですが、抱えている不安や今後自分が望む生活イメージをきちんと伝えられるか、満足のいく介護保険サービスを受けられるか、心配な事も多いかと思えます。

特定の事業者へ偏った介護サービス計画にならず、公正中立を目指して、自分らしい老いの生活へマイケアプランを共に学びあひましよう。



（介護保険法改正について、ケアプラン作成に自己負担一割とする検討事案があります）

農福連携／農業と福祉の連携への取組

農福連携とは、独居高齢者や障がい者等が農業分野で活動することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。

農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。

たけたねっとでは、障がい者や認知症高齢者の居場所づくりとして「農福連携」に取り組んでおります。

